

# 高山飛騨町なみ

6号



## 建造物の歴史的価値の保護 と今後の課題

高山市には重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）が2ヶ所あります。

どちらも旧高山城の城下町であった地区で、安川通り（国道158号線）を挟んで南側に位置するのが「高山市三町伝統的建造物群保存地区」、北側に位置するのが「高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区」です。重伝建地区とは、市町村が条例などにより決定した伝統的建造物群保存地区（伝建地区）のうち、文化財保護法の規定に基づき特に価値が高いものとして国が選定するものです。

伝統的建造物の歴史的価値ある外観や構造上重要な部分は、高山市伝統的建造物群保存地区保存条例によって保護され、またその周辺建築物などについても、市街地景観保存条例によって出来る限り伝統的建造物と調和するよう整備されることが求められます。

本誌2号でもご紹介した通り、伝建地区及び市街地景観保存区域では、建物の外観工事（新築・改築・増築・修理・塗替えなどの外観に関する

け出が必要で、伝統的建造物に指定されている建物については、柱や基礎といった内部構造の工事についてもその対象です。

ここに、先ごろ行なわれた建物工事の一例をご紹介します。下三之町にある団子屋さんです。昭和時代の一部改築された明治時代の木造建築で、伝統的建造物に指定された建物です。趣きのあるたたずまいでしたが、老朽化が進んでいました。

昨年の3月に、約半年間の復元修理工事を終え、交流施設としてオープン



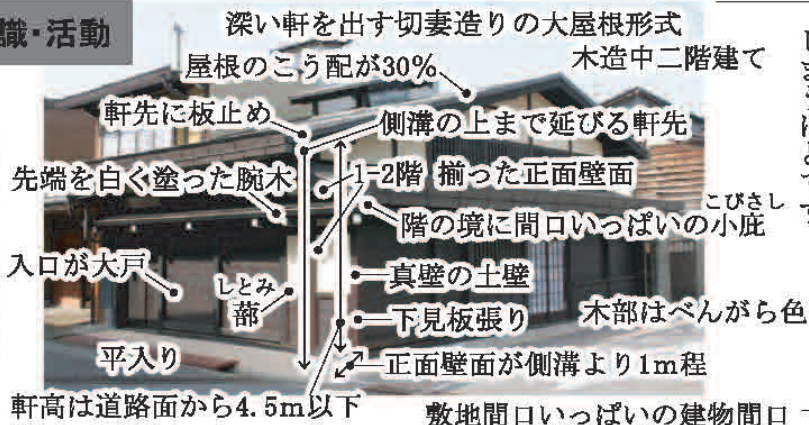
は、伝統的建造物の修

全ての工事（修繕）を行う場合、事前に高山市への申請や届

理基準に基づいて復元修理された姿です。ご覧の通り、多くの基準が定められていることがお分かりでしょう。写真が隠されてしまうほどです。

### 条例と意識・活動

伝統的な建造物が立ち並ぶ優れた景観は高山市の魅力のひとつです。今や世界中からそれを求めて高山を訪れて下さる大勢の人がいらつしやいます。その魅力を持ち続けるには、市民の大きな理解と協力が必要なのです。



約50年前に高山市で初めて結成された町並み保存の自治組織「上三之町町並み保存会」の規約にある「...町並にふさわしいよう自主的に創意工夫する...」ではないでしょうか。

とは言え、町並みを形成しているのは個々人の暮らしのベースである住居や店舗。修理・修景事業全てにおいて個人負担とあつては、保存意識や保存活動そのものが停滞・衰退する状況が予想されます。

高山市伝統的建造物群保存地区保存条例においても、「違反した者には5万円以下の罰金に処する」と定められています。しかし、高山市の魅力を維持するためのルール。市民の理解と協力を期待する紳士協定でありたいものです。現に、市街地景観保存条例には、違反に科せられる罰則の規定がありません。基本精神は、約50年前に高山市で初めて結成された町並み保存の自治組織「上三之町町並み保存会」の規約にある「...町並にふさわしいよう自主的に創意工夫する...」ではないでしょうか。

保存条例に違反した場合どうなるのでしょうか？  
そもそも条例とは、日本国憲法第94条によって規定される「国で定める法律や政令の範囲内で、地方公共団体（県や市）がそれぞれで決めることができるルール」のことです。条例違反を犯した場合、法律と同じように罰せられることもあります。

お寄せいただきましたご意見などは、編集して本誌等でご紹介させていただきます

皆様からの「地域や町並み」に関する身近なニュースや、ご意見、ご要望など、各保存会 会長様 までお寄せください

お寄せいただいたご意見、ご要望の掲載にあたっては、個人が特定されることのないようにいたしますとともに、取り扱いには、十分注意いたします

そこで、保存事業に対する助成制度が設けられています。助成には、経費の補助、物資の提供や斡旋、技術的援助があります。

町並みの特性を維持するため、※建造物の正面外観および通常望見される側面・背面・屋根の修理の費用は、補助の対象となります。建造物の構造耐力（積雪や地震による変形・倒壊に対抗する備え）の修理・修景、地震や火災などの防災対策や火災警報設備の設置事業・保存会による管理事業も対象です。

※建造物は、主屋・土蔵といった建築物、石垣や灯籠などの工作物、一体をなして価値を形成している庭園・樹木・用水溝などの環境物件に区分されます。

### これからの課題

画期的で順風満帆なようですが、必ずしもそうではありません。高山市だけがそうではなく、保存に取り組んでいる各地で起こっている課題があります。町並みを保存することと住民のライフスタイルの変化の両立の難しさです。

一生懸命働いて念願のマイホームを建てようにも、思い通りの家を建てるのが出来ない。夫婦で車を所有したくても、敷地内に駐車スペース

が造れない。いずれも郊外でしか実現しません。

重伝建地区・市街地景観保存区域の人口の空洞化は深刻な問題です。空き家をカフェや多目的に集う施設にするなど、地域活性の試みは様々行なわれていますが、根本的な解消には至っていません。駐車場が充実した病院や食品店・日用雑貨店も最寄にはありません。



このままでは近い将来、重伝建地区・市街地景観保存区域は人が住まない（住めない）観光テーマ区域になりそうです。

高山線開通・終戦を機に、商業発展地域は宮川の西側に移り、旧城下町に増えたのが仕舞屋（しもたや）/店をやめて道に面した、かつて商品陳列などに使われていた前面に格子をはめた家。その町並みを魅力として保存することを選んだ高山市。

しかし保存意識や活動でそこに暮らす住民達の生活が制限されるようでは、仕舞屋の再来が起こりそうです。そうならないよう、この課題を解消する策を早急に見つけること、それが重要だと思われま

### 高山市景観町並保存連合会

#### 視察研修

平成26年度 視察研修  
日程/11月7日・8日

### 横浜 関内・馬車道地区

1853年、浦賀沖に日本の貿易再開を求め、

アメリカ海軍提督ペリーが

来航しました。これを機に、江戸幕府体制

下で約250年続いた鎖国政策が終焉しました。国際化の幕開けです。



「出島」のような造りになっていて、攘夷派から外国人を護っていました。川にはいくつかの関門が設けられ、居留地は関門の内側なので関内、対して外側は関外と呼ばれ、今でも関内という呼び名が残っています。

居留地の大部分が消失してしまいましたが、諸外国と協議された復興により生まれ変わります。

中心的な関門だった吉田橋と港を結ぶ曲がりくねった幅5mほどの道は、後に馬車道と呼ばれる、幅18mのまっすぐな通りに一新しました。通りには小間物・荒物・雑貨などの日常生活必需品を扱う店が多く、明治以降も呉服屋・洋品店・西洋小物店・裁判所・金融機関・貿易商が立ち並びました。

### 馬車道の誕生と発展

このような中で街並みは洋風に改められ、現在の馬車道の基礎が出来たのです。

さらに、美しい景観づくりのため、各商店により柳と松が植えられ、近代的街路樹の先駆けとなりました。明治5

年に日本初のガス灯がとると、その周辺は異国情緒たっぷりの、横浜を代表する繁華街に発展します。

ところが、明治20年頃を境に、関外側に広がる伊勢佐木町が発展し始め、大正初期には日本一とも呼ばれる規模に成長してしまっています。

そこで、特徴の無かった馬車道は昭和40年代以降、一級の歴史的建造物である県立博物館・その周辺の興和火災ビルや旧横浜銀行や旧富士銀行を再生して保全すると共に、ガス灯を再現、車道を一方通行にして歩道を拡げ、歩いて楽しいまちづくりを行いました。

### 商店街の衰退と再開

このガス灯。設置の際には自治体と分担して行ったそうですが、ランニングコストは馬車道商店街持ちだそうです。「馬車道らしさ」を守ろうという心意気が感じられます。昭和47年（1972年）には横浜市営地下鉄線が開業し、馬車道に関内駅の出入口ができました。昭和50年には、後に全国のモデルとなる「まちづくり協定書」を締結し、商店街自らがビルの壁面の後退や外壁の色・屋外広告物の大きさや配置などのルールを定め、運用されてきました。

ガイドの方の説明によると、

近年は高い建物が多くなり、伝統的な建物が見え難くなってきたため、25年前からビルなどのライトアップを始め、夜景の美しさを演出しているそうです。

木造の伝統的建造物に慣れ親しむ我々にとって、都市の石造ビルの景観を保存・維持する取り組みは、非常に興味深いものでした。



横浜大さん橋からの港の眺め

静岡県焼津 花沢地区

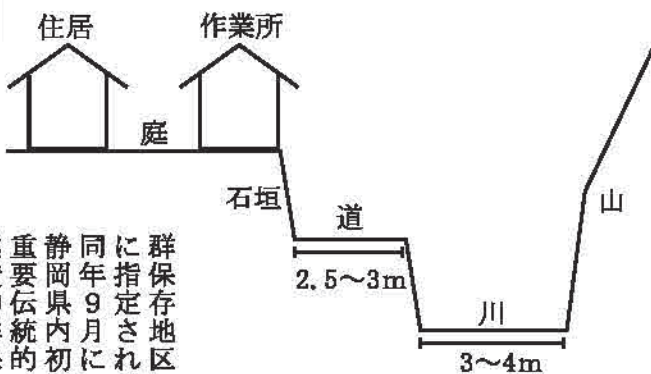
花沢地区は静岡県中央部、焼津市の平野部と静岡市の平野部の間にそびえる高草山（たかくさやま）の峠道の途上に存在する30戸ほどの山村集落です。谷筋を流れる幅4mほどの花沢川に沿って連なる石垣と、江戸時代の板張りの母屋や附属屋が散在的に残る建物群が、周囲の山



林・茶畑・蜜柑畑・川などの自然環境と調和し、特徴的な歴史的景観を形成しています。

昨年2月、焼津市の伝統的建造物

花沢地区の歴史



群保存地区に指定され、同年9月に静岡県内初、重要伝統的建造物群保存地区として国の選定を受けられました。

道幅は狭く、車のすれ違いが出来ない箇所が多いため、駐車場に車を停めて徒歩で10分、高山で

例えるならば、小糸坂（飛騨の里への坂道）のような道です。

町並みは道に沿って石垣と階段が交互に続きます。住居と、通りに面した作業所との間に庭があるタイプがほとんどです。

江戸時代には、和紙の原料のコウゾ、桐油を絞るアブラギリなどを栽培して生計を立てていたそうです。明治時代後半には、茶の栽培や養蚕が行われるようになり、昭和に入ると、みかんの栽培が盛んでした。

地区の人々との交流の場では、「防火対策を早急に進めなくてはいけない。火災報知システムの方法等を教えて欲しい」という意見が挙がりました。



2つの異なるタイプのまちなみや景観保存の取り組みに接した今回の視察研修は、大変有意義でした。



お知らせ

亀山市関宿重要伝統的建造物群保存地区 選定30周年記念シンポジウムに参加しました

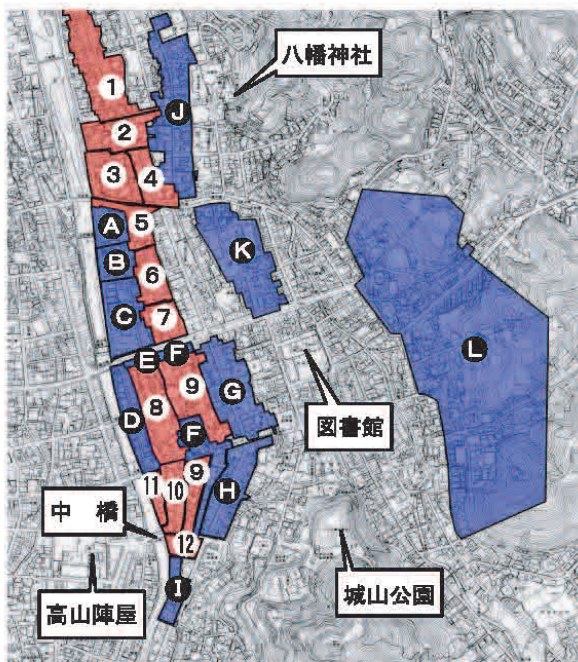
平成26年12月13日に三重県亀山市で開催された記念シンポジウムに、高山市三町伝統的建造物群保存地区と高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区を代表して、高山市景観町並保存連合会 大野副会長、高山市文化財課 浦谷課長、同課 牛丸主査が参加しました。

関宿は東海道の江戸から47番目の宿場町で、東海道の宿場町としては唯一の保存地区です。式典では伝建地区保存会等からの応援メッセージが贈られ、大野副会長より激励の言葉が述べられました。



# 高山市の伝建地区・景観保存地区の保存会 Vol.6

高山市景観町並保存連合会は、高山市市街地景観保存区域の12の景観保存会と、高山市伝統的建造物群保存地区の12の町並保存会で組織されています。ここでは各号、保存会をご紹介します。



えっちゅうかいどう  
 保存会名：越中街道町並保存会（地図①）  
 保存会長：小瀬 信行(こせ のぶゆき)さん  
 会員軒数：75軒  
 該当町内：大新町2・3丁目  
 主な目印：越中街道石柱（旧蒲酒店前・宮地家住宅前・子安地藏堂道向い）  
 主な行事：(H20年)子安地藏堂の改修・(毎年)子安地藏尊春彼岸法会  
 会の実績：他都市伝建地区の視察研修(小布施町・奈良県今井町・金沢市・長浜市・彦根市・・・年1回)  
 ひとこと：H16年に国の選定を受け、19年から21年にかけて東京大学都市デザイン研究室、西村幸夫教授のもと、野原卓教授以下5名の大学院生により「越中街道街並プラン」と街並を育む調査報告書ができました。これをもとにH21年6月「まちなみづくりに」関する申し合わせ事項を決定し、長期・中期・短期の目標にそって現在保存活動に取り組んでいます。

ふなほこたい  
 保存会名：船鉾台組町並保存会（地図⑤）  
 保存会長：川上 幸夫(かわかみ ゆきお)さん  
 会員軒数：22軒（文具店・料亭・理容店・みやげ物店・茶処・郵便局を含む）  
 該当町内：下二之町第3班  
 主な目印：越中街道  
 主な行事：防火訓練、消火器の点検、あさがおの栽培  
 会の実績：空家の活用：「よって館・しもちょう」として住民及び観光客の利用  
 ひとこと：商売にこだわらない町並、素朴さを大切にしたいです。

